

日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会 第3回 議事要旨

1. 日 時 2025 年 3 月 4 日（火） 9:30～11:15
2. 会 場 環境省（合同庁舎 5 号館）19 階 第 3 会議室
オンライン会議（Microsoft Teams）併用

3. 出席者

- ・ 委員（五十音順、敬称略）
大塚直、木下由香子、松原稔、渡邊純子
- ・ 事務局
環境省 大臣官房 環境経済課
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

4. 議事次第

- （1） 本懇談会での議論のまとめ、
及び日本企業による対応促進のための「手引き」の案について

（配付資料）

- 資料 1－1 日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた
懇談会議論のまとめ（案）
- 資料 1－2 環境デュー・ディリジェンス対応に向けた取り組みの
ポイントについて（案）
- 参考資料 「オムニバス規則」案について

5. 議事録

議事（１） 本懇談会での議論のまとめ、及び日本企業による対応促進のための「手引き」の案について

- 事務局より、資料１－１に基づき説明があった。資料１－１「I. はじめに」、「II. 環境 DD の実施が求められる背景」、及び「III. 日本企業の環境 DD に関する取組の現状と課題」に対する意見等は以下の通り。
 - 委員より、手引きのターゲットはもう少し幅広に設定し、CSDDD 対応に留まらず、様々な企業が主体的に DD に取り組むべきというメッセージが伝わるとよい、とのコメントがあった。
 - 委員より、CSDDD や CSRD の足下状況を鑑み、社内対応を一時停止している日本企業も出現しているが、目先の状況に囚われるべきではなく、積極的な DD 対応は企業にとっての機会にもなる。特に、各種国際ガイドラインの参照は、法制化されずとも企業が主体的に取り組むべきであり、対応を怠ると大きなレピュテーションリスクや不祥事に繋がるのが DD 法令の適用有無を問わずに既に生じている。手引きでは、国際的な枠組みに準拠することの本来の意義や重要性について説明するのがよい、とのコメントがあった。
 - 委員より、手引きは、EU のオムニバス法案の状況に影響されないような内容とすべきである、とのコメントがあった。
 - 委員より、欧州委員会によるオムニバス法案の提出によって CSDDD の簡素化が決定したと誤解している企業が多いが、まだ提案段階であり、今後の欧州議会・EU 理事会との協議の上で確定するものであることを明記してほしい、とのコメントがあった。
 - 委員より、積極的な環境 DD の実施を企業に促す際に最も重要となるのは、「企業の責任と貢献」である。政策側の要求を待つのではなく、ガバナンスを含めた企業の主体的な取組が重要であるため、これからの社会で企業が果たすべき役割について意識付けし、企業の責任と貢献をいかに昇華させていくかという観点から DD への取組に繋がるとよい、とのコメントがあった。
 - 複数の委員より、DD の対象範囲として、企業がカバーすべきなのは「バリューチェーン」と「サプライチェーン」のどちらなのか、またそれぞれの定義の違いを説明した方がよい、とのコメントがあった。これに対して、事務局より、現状では、CSDDD における DD の対象範囲を脚注で説明しているが、環境省とも相談の上、検討すると回答した。
 - 委員より、サステナビリティの分野においては、連結決算の対象範囲内だけではなく、むしろその外側に重要な影響をもたらしている場合が多いため、ステークホルダーが持つ脆弱性を考慮した責任範囲の設定が重要である、とのコメントがあった。

- 委員より、「責任」という表現は対応を強制されているような印象を与えるが、DDは本来、企業がリスク管理として主体的に実施するものであり、企業自身の身を守ることにもつながる。手引きでは、DDの実施によってもたらされるメリットについても説明できるとよい、とのコメントがあった。これに対して、委員より、「責任」を意味する英単語には「responsibility」と「liability」がある。前者のほうが意味合いの範囲が広く、後者はより明確な法的責任を意味している。括弧書きで英単語を併記するという手もあるかもしれない、とのコメントがあった。
- 資料1－1「IV. 環境 DD 対応の促進に向けた今後の方向性」の「1. 特に重要な考え方」に対する意見等は以下の通り。
 - 委員より、経営層は、DD等の個別の取組の実施そのものではなく、経営上のより大きな枠組みに対して責任を持つことになる。企業の活動領域及びケアすべき対象の範囲は大きく広がりつつあり、それに伴って責務も生じるという点も明記してほしい、とのコメントがあった。
 - 委員より、近年、様々なイニシアチブの報告書においてガバナンス強化の必要性が指摘されており、今回の手引きについても、企業の負担感を増長させるような内容となってしまうのか懸念している。気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）と不平等・社会関連財務開示タスクフォース（TISFD）のように、複数の枠組みに対する統合的な取組が求められてきている中で、より全体的な取組の実施に向け、盤石な監督・管理体制を構築してほしいというメッセージが伝わるとよい、とのコメントがあった。
 - 委員より、人権・環境リスクに対処できる体制を構築していないと、企業自身も悪影響を受け、会社法上の善管注意義務の問題に発展する可能性があるため、キーワードとして「善管注意義務」という文言を記載した方がよい、とのコメントがあった。また、委員より、善管注意義務について述べた上で、環境 DD 方針と経営層の意思決定の整合性を担保することが重要であるというメッセージを示すとよい、とのコメントがあった。
 - 委員より、ガバナンスにおける監督側については善管注意義務が生じる点が非常に重要であり、強調してほしい。加えて、ガバナンスには、監督上の善管注意義務の履行と、それを踏まえた執行側の実効性確保という2つの側面があり、それらが組み合わせることによって DD が正しく機能する点も示せるとよい、とのコメントがあった。
 - 委員より、社長直轄の組織を設置するだけでよいというわけではなく、社外の専門家等も含めて横断的な目線を持って取り組む必要があることを明示してほしい、とのコメントがあった。
 - 委員より、現状、“DDの本質は、方針策定等の文書化や企業内部のプロセスの構

築ではなく”とあるが、DD では企業内部のプロセスの構築も求められるため、「体制を構築した上で、環境への負の影響を予防、停止、軽減するために、企業の慣行や活動を変更する」という流れに改めるほうがよい、とのコメントがあった。

- 委員より、企業が懸念する「どこまで対応すれば十分か」という問いには具体的な解がないが、その旨を説明する節タイトルに「水準」という単語を使用するのは不適当かもしれない、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD に基づいて企業に遵守が求められる国際環境法のリストを掲載するのはよいが、OECD のガイダンス等で示されているより一般的なものがあれば載せるとよい、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDD の内容を根拠とした箇所について、表記の正確性が気になる。例えば、「制定」という表現を国際法の文脈で用いるのは適当ではない、とのコメントがあった。
- 委員より、OECD の多国籍企業行動指針やガイダンスを根拠とする“企業が事業を行う地域及び所在地の国内法がこれらの国際基準と抵触している場合や、完全には準拠していない場合、遵守すべき国内法が存在しない場合は、当該国内法の違反とならない最大限の範囲で、国際基準を尊重する方策を追求することが重要である”、との記載について、人権分野では国際基準と国内法が抵触する具体的な場面が存在するが、もし環境分野で国際基準と国内法の（後者の前者を基準にした際の不足ではなく）矛盾抵触がほとんど無いようであれば、脚注等での言及に留めてもよいのではないかと、とのコメントがあった。

● 資料 1－1 「IV. 環境 DD 対応の促進に向けた今後の方向性」の「2. DD の実施において特に重要なプロセス」に対する意見等は以下の通り。

- 委員より、「是正不能性」の原文が”remediability”であれば、「是正可能性」のような、よりポジティブな表現がよいのではないかと、とのコメントがあった。
- 委員より、人権 DD と環境 DD の統合的な実施について、基本的にはその通りではあるものの、環境 DD と人権 DD の担当を完全に集約することは実務上困難であるため、書きぶりを修正したほうがよい。
- 委員より、人権 DD と環境 DD はオーバーラップする領域があり、縦割りで DD を実施すると重要な発見を見逃す可能性があるため、統合的な取組を期待したい。コミュニケーションやエンタープライズリスクマネジメントにもよい影響があると思われるが、人権と環境を別々に対応する方が現実的なのか、との質問があった。これに対して、委員より、環境と人権でプロセスを共有することは可能であり、社内クロスファンクションチームを組成して DD プロジェクトを立ち上げるなどの方法は存在する。ただし、人権のプロフェッショナルには環境についての知見が不足しており、環境リスクの特定等が出来ないため（また環境担当は人権分野はわ

からないので)、実務レベルでは分離せざるを得ない、との回答があった。

- 委員より、『Human Rights Due Diligence and the Environment: A Practical Tool for Business』（UNDP）（以下、UNDP ガイダンス）の引用について、同ガイダンスはCSDDDを意識して作成されたものではなく、環境権としての人権に焦点を当てたガイダンスであるため、ガイダンスの位置付けについて手引きにも明記した方がよい。また、UNDP ガイダンスは、環境権としての人権すべてを網羅しているものではなく、「土壌汚染」「水質汚染」「大気汚染」「気候変動」「生物多様性の喪失」のみに対応すれば十分ということが意図されているわけではない旨も明記した方がよい、とのコメントがあった。
- 委員より、CSDDDを念頭においた手引きとする場合は、環境権としての人権の箇所で、気候変動へ言及することはCSDDDには沿わないと思われる、とのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーとのコミュニケーションについて、外部との対話だけでなく、社内リソースを活用することも重要であり、市民活動をしている社員や組合等を通じて外部とのつながりを構築するといった観点もあるとよい、とのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーとの対話について、対話先がライツホルダーとステークホルダーのいずれを指しているのかが分かりにくい、とのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーとの対話について、対話自体が目的化し、誰と何件対話したのかが開示でもクローズアップされることが多いが、対話を通して得られた気づきやそれをどのように活かしていくのかについても開示してほしい、とのコメントがあった。
- 委員より、対話自体が目的化しているという意見に賛同する。対話の成果を今後どのように反映・活用していくのかについても情報開示する必要がある、とのコメントがあった。
- 委員より、環境法令遵守の文脈なのか、環境権としての人権の文脈なのかによって、対話先の適切な選定の仕方も変わってくる。関連する世界中のライツホルダー／ステークホルダー全員との対話が必要とされているというわけではなく、あくまでもリスクベースアプローチの延長線上で対応するものである。リスクの高い領域を絞り込む際は専門家の知見やデータ・情報も活用し、個別のリスク評価の際には主に個々のライツホルダーと対話するというように、プロセス別にグラデーションを付けて対応すべきである、とのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーとライツホルダーについて、両者の定義に違いはあるか、との質問があった。これに対して、委員より、ライツホルダーは権利・利益保持者を指し、ステークホルダーはより広い意味を持つ。オムニバス法案以前に確定しているCSDDD本文には、環境DDにおいてはNGOもステークホルダーに含ま

れると明記されており、その意味において、第三者的立場の有識者についてはステークホルダーに該当すると思われる、との回答があった。

- 委員より、企業としてはステークホルダーとライツホルダーの定義の違いが気になると思われるため、脚注で簡潔に説明してほしい、とのコメントがあった。これに対して、環境省より、手引きにおいては、読み手となる企業にとって必要十分な範囲で簡潔に説明したい、とのコメントがあった。
- 委員より、情報開示について、企業は統合報告書等の読み手が重視しているポイントを知りたいと考えている。この点、『機関投資家向け「ビジネスと人権」ガイド』（ILO、PRI）にある「投資家による企業への問いかけ」という質問リストが企業からの注目を集めており、同ガイドの質問リストを環境 DD 版に置き換えてみて、違和感がなければ採用してよいかもしれない、とのコメントがあった。
- 委員より、ステークホルダーとの対話の際、ステークホルダーから「今回の対話だけで関係を終わらせないでほしい」と言われることが多く、ステークホルダーに対する共有も重要である、とのコメントがあった。

- 資料 1－1「IV. 環境 DD 対応の促進に向けた今後の方向性」の「3. 政府当局による対応について」に対する意見等は以下の通り。

- 委員より、法制化を推進すべきという趣旨ではなく、あくまでも相互認証をもとめ認証制度等の何らかのシステムを活用すればよいのではないか、という趣旨で申し上げたので修正してほしい、とのコメントがあった。

- 環境省より、資料 1－2 に基づき説明があった。これに対する意見等は以下の通り。

- 委員より、人権と環境は Nexus の関係にあり、統合的なアプローチによってガバナンスとしての枠組みを与えていくことが重要である。今回の手引きでは、環境対応という枠組みを重視しているとは思いが、“経営が関与しながら、環境・人権にまたがる部門横断的な対応を図っていく必要がある”のような内容を手引きでも強調してほしい、とのコメントがあった。
- 委員より、日本企業の事例の位置づけについて、ガバナンスが正しく機能していると思われる事例と、環境 DD のベストプラクティスとしての事例のどちらか、との質問があった。これに対して、環境省より、前者の位置づけで取り上げている、との回答があった。
- 委員より、日本企業の事例が 1 社のみという点が気になる、とのコメントがあった。また、委員より、たしかに日本企業の事例が 1 社のみという点は気になるが、他の日本企業の事例を取り上げることが難しいという事情も理解できる。環境 DD 普及セミナーで、同社の事例を取り上げた理由や経緯が伝わるように説明するとよいのではないか、とのコメントがあった。これに対して、環境省より、事例の選

定に当たっては、サステナビリティの推進にあたり、社内で具体的にどのような議論を行っているのか、誰がどのように監督しているのかについてしっかりと情報開示されている事例を探した。サステナビリティの推進体制についての記載がある事例は多くみられたものの、こうした開示となると絞り込まれてしまった、との回答があった。

- 資料１－１及び資料１－２について、大まかな方向性に異論はなく、今後の修正については最終的に座長一任で進めることとなった。

以上